

令和6年度 国民健康保険 税率を改定します



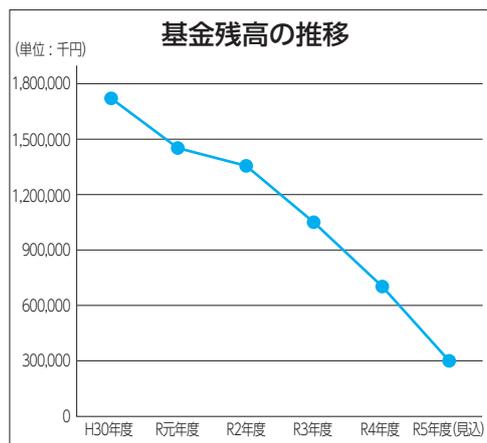
ID 1007022 【問合わせ】国保年金課 ☎ 84-0661

1. 本市の国民健康保険の現状

本市の国民健康保険の運営は、基金(国保の会計における貯金にあたるもの)を活用しながら運営しています。

しかし、被保険者の高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費は増加しており、単年度の赤字を補填するために活用する基金残高も年々減少しています。

このような現状の中、安定的に国民健康保険を運営するためには、令和6年度の税率を改定する必要があります。



2. 改定内容

基金が無くなった段階で税率を引き上げると、税額が急激に増加することとなり、被保険者のみなさんにかかる負担が大きくなることが見込まれます。そのため、基金が無くなる前に、基金の活用を徐々に縮小しながら税率を引き上げていきます。

	現行(令和5年度の税率)			改定後(令和6年度の税率)		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割率	6.67%	2.08%	1.97%	7.67%	2.78%	2.14%
均等割額 (1人あたり)	28,800円	8,700円	10,200円	32,100円	11,400円	10,700円
平等割額 (1世帯あたり)	18,600円	5,600円	5,000円	21,800円	7,700円	5,500円

※今回の改定により、1年間の保険税額は改正前と比較して約17~19%増額となります。

3. 今後の保険税を抑えるためのお願い

国保財政の健全化のためには、歳出の大半を占める医療費を抑制する必要がありますが、みなさんが健康であることが、最大の歳出抑制につながります。病気の早期発見・治療、あるいは生活習慣の改善のため特定健診や特定保健指導、がん検診などの各種検診の受診や日頃の健康づくりを心がけましょう。

また、ジェネリック医薬品の効果的な利用や薬の飲み残しの確認、「お薬手帳」の適正な活用(同様の効果の薬の重複処方を避けるために、複数持っている人は1つにまとめ、受診の際は必ず持ってくる等)もお願いします。

最後に、休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診する際には、平日の時間内に受診することができないのかをもう一度考え、緊急のときのみに行いましょう。

被保険者のみなさんには、ご負担をおかけしますが、将来にわたって安心して国民健康保険を利用できるように改正するものです。ご理解とご協力をお願いします。